

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
114	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る補助対象の設備費への拡大	第一種感染症指定医療機関の設備費について、現行の「初度設備費、133千円×厚生労働大臣の認めた病床数」から「設備費、厚生労働大臣が必要と認めた額」に改正	<p>【具体的な支障事例】 一類感染症等のまん延防止を図るため、法に基づいて都道府県知事が第一種感染症指定医療機関を指定することとされ、厚生労働大臣により都道府県ごとに1か所2床を整備する旨の通知が出されている。今般の西アフリカを中心としたエボラ出血熱の流行に備え、厚生労働省の強い指導を得て第一種感染症指定医療機関を整備することとなったが、医療に必要な備品(人工透析器、安全キャビネット、血液ガス分析装置、生化学分析装置等)が補助対象となっていないため、県単独での費用負担が強いられている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 一類感染症等の患者が発生した場合には、感染症を封じ込める機能を持つ陰圧病室で隔離するだけでは不十分であり、施設内に診断、治療に必要な最低限の医療機器を整備しなければ、適切な医療の提供は不可能である。過去に国内発生のない一類感染症に備えるための設備整備費用について、医療機関に負担を求めることは現実的ではなく、施設整備を行った国及び都道府県の責務として、設備整備を可能とする要綱改正が必要である。</p>	昭和62年7月30日厚生省発健医第179号「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫負担(補助)について」	厚生労働省	愛媛県、徳島県、香川県、高知県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
岐阜県、長崎県、熊本県	<p>○本県の感染症指定医療機関から、検体の移動時又は検査時の汚染拡大防止のため、感染症病床専用の検査備品(安全キャビネット、生化学分析装置等)の整備について要望を受けている。感染症指定医療機関の整備は、地方自治体の財政状況に関わらず、全国一律に整備されるべき性格のものであり、国の補助事業の拡充を行うべきである。</p> <p>○エボラ出血熱やMERSなどの感染症対策のため、第一種感染症指定医療機関(本県はH15より医大が指定を受けている)より、設備整備の要望があったが、補助対象ではなく、整備費が高額であるため、整備が進んでいない。</p> <p>○先般の西アフリカを中心としたエボラ出血熱の流行に伴い、必要最低限の検査を行うために血液ガス、検血、生化学検査を行うための機器等の設備整備を検討していただけないかといったような相談事例が複数回あった。</p> <p>○市民病院(市立)を第一種感染症指定医療機関に指定しているが、エボラ出血熱流行後に実施された国立国際医療研究センター主催のワークショップなどにおいて、一類感染症病棟内に専用の医療検査機器(生化学分析装置、血液ガス分析装置、安全キャビネット等)が必要である説明を受けた市民病院から県に検査機器導入の支援要請が行われた。しかし、国の補助制度に対象項目がないため、国が感染症法で定めた第1種感染症指定医療機関という制度にもかかわらず、県単独での費用負担が強いられている。一類感染症等の対策を実施する第一種感染症指定医療機関の設備整備について、国庫補助制度が対象項目が提案県の指摘どおりであり、医療機関側のニーズとミスマッチの状態と考える。また、一類感染症対策は現法下において国内発生はなく、一医療機関に負担を求めることは現実的ではない。都道府県だけでなく、国も負担する補助制度を構築する必要がある。</p>	<p>エボラ出血熱等の一類感染症の患者に対応可能な特定感染症指定医療機関及び第一種感染症指定医療機関の指定に当たっては、当該病院で人工透析や微生物検査を行うことができる設備のほか、使用した医療器具等を消毒し、又は滅菌できる設備を有する病院を指定することになっており、必ずしも感染症病室専用の人工透析器等の機器までは必要とはしていない。</p> <p>今般のエボラ出血熱の流行を踏まえ、今後の対応を検討するために「一類感染症に関する検討会」を開催したところである。この検討会での議論を踏まえ、新感染症や一類感染症の重症患者への対応の充実を図るため、28年度より、こうした患者に主として対応することとなる特定感染症指定医療機関の機能強化を行うこととなったところである。第一種感染症指定医療機関における医療体制等(設備も含む)の強化についても、今後の海外における一類感染症等の発生状況等を踏まえ、必要に応じて専門家にご議論いただいた上で、その必要性等について検討してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
224	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	生活基盤施設耐震化 等交付金の交付対象 の拡充	上水道耐震化対策事業におい て、基幹管路等の耐震化診断に ついては国庫補助対象外である が、避難施設等に接続する施設 については、耐震化診断の国庫 補助の対象とするよう求める。	耐震診断は、耐震工法や優先順位を決定し、水道事業者の耐震化計画を策定するために不可欠 であるが、対象施設の規模や数、既往データの整備状況により異なるものの、数百万～数千万円 規模の費用を必要とする。 現在、下水道の耐震化対策事業については、耐震診断及びそれに基づく改修整備が国庫補助対 象であることに對し、上水道の耐震化対策事業については、耐震診断は国庫補助対象外である (改修整備は国庫補助対象)。 しかしながら、地震災害時において、避難施設等の上下水処理施設の耐震化が図られていなか れば、避難施設としての機能を果たせないことから、このような事態を回避し、避難施設等に接続 する上水道の耐震化事業を円滑に実施できるよう交付対象の拡充を求める。 【現状】 府内において、今後耐震化が必要な浄水施設、配水池はそれぞれ280、320程度(全体の6～7割 程度)と考えられるが、耐震化計画策定率は55%程度であり、耐震化診断の実施率も同程度と考 えられる。	水道水源開発等施設 整備費国庫補助金交 付要綱(H27年度から 創設する、新たな「生 活基盤施設耐震化等 交付金」においても、 耐震診断は対象外と 伺っている)	厚生労働省	京都府、関 西広域連 合、滋賀 県、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>能代市、宇都宮市、大田原市、富津市、大野市、高山市、沼津市、熱海市、伊東市、愛知県、豊橋市、豊田市、和歌山市、徳島市、香川県、高松市、愛媛県、宮崎市</p> <p>○1施設の耐震化診断を実施しているが、耐震化事業には高額な費用を必要とすることからその他の施設は未実施の状況で、今後の実施にあたり本提案に賛同します。</p> <p>○各浄配水場の耐震対策は概ね完了しているものの、災害時等において当該浄配水場から各避難施設等に接続する主要配水管について非耐震化のままとなっている配水管が存在する状況であることから、避難施設としての機能維持及び上水道配水管の耐震化対策事業を促進するに当たり、重要となる耐震診断について交付金対象とすることにより、上水道の耐震化事業を円滑に実施できるよう交付対象の拡充を求めすることに賛同する。</p> <p>○管路の耐震性は厚生労働省の定める技術基準に基づき判断しており、管路の耐震診断は実施しておりません。しかし、配水地等の耐震診断については、コスト面からも未実施となっており、耐震化を推進する上で、国庫補助の交付対象の拡大を求めます。</p> <p>○設計年次の古い施設(浄水場等)が多く耐震診断に多額の経費を要しており、交付対象の拡大を求めもの</p> <p>○水道管路は下水道と違い、管内へのアクセスは容易ではないが、接合部周辺を掘削し、目視確認等、状態を評価し、地震対策へ繋げる必要があると考える。また配水池も有事の際に一時的に水を留める機能の確保の目的で耐震化を進めており、臨時の応急給水拠点となる配水池の耐震診断は補助対象とされたい。現在の補助採択条件に「資本単価での縛り」があるが、対策は莫大な費用がかかり、単独費のみでは進捗が図れていない。耐震化計画で位置づけられたものは、これらの箍を外し、事業進捗を図る視野も必要であると考えます。</p> <p>○避難施設に接続している配水池は多数あり、今後、耐震化事業を実施することは必要不可欠な状況である。</p> <p>○主要な配水池の耐震診断は略実施済みであるが、その他重要給水施設に接続する水道施設においては、耐震診断が未実施な箇所があるため、耐震診断が交付金の対象となるよう要求します。</p> <p>○地震災害時においても避難施設等の重要給水施設に水道を供給できるようにするため、災害拠点病院に供給する配水管、配水池の耐震化を第3次地震対策アクションプランに位置付け、取り組みを進めている。しかしながら、浄水施設の耐震化率が34%、配水池では83%となっており、さらなる耐震化が必要な状況になっている。また、耐震化計画の策定は44事業体中、38事業体(86.4%)に留まっており、耐震化計画の前提となる耐震化診断を今後とも進めていかなければならない状況になっている。</p> <p>○東海・東南海地震に対する耐震化を実施するに当たり、耐震診断及び補強調査を行っているが、補助対象でないことから単費にて実施している。今回の南海トラフ地震に対して、被害想定が発表されたことで再び診断調査、確認が必要になったことで、その費用負担が増加している。また、補助要綱の中で資本単価条件についての課題があることから、交付対象の拡充を求めものである。</p> <p>○水道施設耐震化プランに基づき耐震化を図っており、優先して耐震化を行っていく施設として20施設ある。耐震診断を実施し、基本設計及び実施設計にかかる費用も莫大なものとなっている。現在のところ全て単費の対応により進んでいる状況である。厚生労働省が策定した新水道ビジョンにおいて、「水道の理想像」の中の「強靱な水道」に関連し、自然災害時の被災を最小限にとどめるため、施設の耐震化は必要不可欠であると考えます。人間にとって一番のライフラインである水道事業の安定した供給体制を整えるためにも下水道事業だけでなく、上水道においても耐震に関わる施設の診断等を国庫補助の対象に加えることは必要である。</p> <p>○水道事業は歴史が古く、施設の多くは耐震基準が改定された平成9年より前に建設されたものであるため、結果として耐震化率は低いものとなっている。今後、耐震化工事を実施していく施設については、耐震診断を予定していることから、同様の必要性を感じている。(平成25年度の本市の耐震化の状況…浄水施設:25.7%、配水池:26.5%)</p> <p>○管路や施設の耐震化については国庫補助制度はあるものの、現在、管路については「平均料金」の基準を満たしておらず、補助対象外となっており、管路の更新が進んでいない状況であるため、さらなる国庫補助要件の緩和について要望する。</p> <p>○「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されているが、水道施設の耐震率は0.02%、配水池の耐震率は22.99%であり、施設の耐震化は喫緊の課題となっていることから、本提案事項の国庫補助対象の拡充を強く要望する</p> <p>○水道施設の更新を含めた耐震化対策の検討を行うためには、耐震診断を行い耐震性の程度を把握したうえで更新(耐震補強)工事の設計を行う手順となる。しかし、耐震診断には多額の費用が必要となるため水道施設の重要度区分ランクA1の施設で、水道施設耐震工法指針・解説が発行された1979年(昭和54年)以前に建設された施設のみを診断している。現在は、耐震診断結果を基礎としたうえで、費用対効果等の評価に独自の条件(将来の水需要・水運用計画)を加味し、施設の廃止・縮小化も含め更新(耐震補強)工事を進めているところである。今後は1980年以降に建設されたものについても、診断が必要な施設には耐震診断を行い耐震化計画の見直しを実施したいと考えているため、耐震診断に要する費用についても国庫補助対象として頂くとともに、補助採択基準の緩和及び補助率の拡充についても併せて必要であると考えている。</p> <p>○南海トラフ地震への対策として、発災時のライフラインの確保のため、国庫補助対象外であるが、管路管理システムを活用した耐震化診断を行い、優先度の高い基幹管路を重点的に効率的な管路の耐震化を行っているところである。これまでも、国の補助制度を活用して耐震化に取り組んでいるものの、今後、配水管等の耐震化には莫大な費用が必要なことから、災害拠点病院や避難施設等に接続する重要管路の耐震化診断については、国庫補助の対象とするなど、生活基盤施設耐震化等交付金について、制度の実効性が十分発揮できるよう交付制度の拡充を要望したいと考えており、提案事項に賛同する。</p> <p>○水道施設の耐震化率(H25末)は、浄水場と配水池については、それぞれ46.5%(全国5位)、45.8%(全国19位)とまずまずの進捗であるが、基幹管路については、23.2%(全国44位)とかなり遅れており、早期な対策が喫緊の課題であるが、耐震化計画策定・耐震診断は進んでいないのが現状である。</p> <p>今後は、水道施設の耐震診断は必須となってくるため、避難施設に限らず、全施設の耐震診断を国庫補助の対象としてもらいたい。</p>	<p>水道施設整備は水道料金による整備が基本であり、国の財政支援は高料金化対策等として一定の要件を満たした場合に限り行われるものです。そうした考え方の下、本交付金は、耐震化等に係る施設整備費に直接必要な経費を補助するものであり、施設整備の前段階で行うこととなる耐震化診断について補助することは、予算の制約の観点からも困難だと考えております。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
177	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付 金(先進的事業支援 特例交付金)にかかる 交付要件の緩和につ いて	当該交付金の利用回数につ いては、一事業所につき一回ま でに制限されている。 この点につき、各事業所におけ る防災機能向上、安全性確保の 観点から、一事業所につき一回 を限度という条件を緩和し、複数 回の利用を認める取扱いを希望 する。	<p>【制度の概要】 当該交付金は、認知症高齢者グループホーム等の耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する際に利用可能なものであり、利用回数については、一事業所につき一回までに制限されている。 (※平成26年度まで都道府県が介護基盤緊急整備等臨時特例基金を財源として交付していた同様の補助金の利用も、制限対象に含まれている。)</p> <p>【支障事例】 例えば、非常時の電源確保を目的に太陽光発電設備を設置した認知症高齢者グループホームが、後日、入居者の重度化等に対応するために、2階から1階までの「避難用スロープ」の設置を希望した場合等にあつては、申請が認められない状況となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 防災対策等改修は、介護を要する方が常時利用(入居)する中、単年(一度)での整備は困難な面があり、複数回にわたり計画的に実施することが望ましく、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、条件を緩和し、利用(入居)者の「要介護度」や、地域の「災害リスク」を個別に勘案の上、複数回の利用を認める取扱いを希望する。</p>	平成27年1月20日付け 厚生労働省老健局高 齢者支援課発事務連 絡 「平成26年度補正予 算(案)における地域 介護・福祉空間整備等 施設整備交付金(ハー ド交付金)の協議につ いて」	厚生労働省	釧路市	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
宮崎市	<p>○既設の軽費老人ホームへのスプリンクラー設置に本制度からの補助金を利用しており、今後、他の防災改修等への補助要望の可能性はある。防災改修等は、各施設の防災機能向上、安全性の確保の観点から、防災上の必要性を勘案するなど、交付条件を緩和する方向での検討が必要であるとする。</p> <p>○事業者負担の軽減及び利用者の安全性が確保されるため、一事業所につき一回までの制限は削除し、複数回の利用を認める取扱いが良いと考える。</p>	<p>○当該交付金の認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業については、高齢者施設等において、火災発生時等に自力で避難することが困難な利用者が多いことから、その安全確保対策を講ずる事業であり、緊急性の高い事業である。また、当該交付金については、耐震・防災改修等の大規模な修繕を行う事業として実施しているものであり、複数回にわたり行われる小規模な改修については、補助の対象外となっているため、原則一回で実施するものである。</p> <p>※なお、当該交付金は、耐震・防災改修等の施設改修を伴うものを補助対象とするため、【支障事例】にあるような設備整備を目的とする工事については、本交付金の趣旨に合致しない。</p>